

# 地質調査業 技術管理者の認定申請の手引き

令和6年4月

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

## ～目次～

- ✓ 技術管理者の認定申請について . . . P2
- ✓ 技術管理者の経歴の記載方法 . . . P4
- ✓ 技術管理者の経歴の記入例 . . . P6  
（業務内容の記載が明確な良い事例・悪い事例）
- ✓ 提出先・問い合わせ先一覧 . . . P7

# 技術管理者の認定申請について

## 地質調査業技術管理者認定申請とは

- ・地質調査業の登録に必要な技術管理者については、原則として登録規程に定める特定の学科※を卒業した実務経験者または技術士としていますが(地質調査業登録規程第3条第1項イ、ハ)、**特定の学科以外を卒業した者**についても、一定の実務経験を有する者については、技術管理者として認定を受けることができます。(地質調査業登録規程第3条第1項ロ)

※「**土木工学(農業土木又は森林土木を含む)、建築学、鉱山学、地学又は物理学**」に関する学科(以下、同様)

- ・下記、認定申請の要件等について2. 1)～4)に該当する技術管理者認定申請は、毎年7月に地方整備局等で受け付けており、一定の実務経験を有していると認められた場合には技術管理者として認定されます。

大学又は高等専門学校卒業されている方で、**特定の学科を修めて卒業後**、地質調査に関し15年以上の実務経験を有する者は、技術管理者として**随時申請**できます。(規程第3条第1項イに該当)

## 認定申請の要件等について

### 1. 認定を受けようとする地質調査業者において、次に該当する場合、原則として認定申請はできません。

- 1) 社内に規程別表の要件を満たす者(技術士、過去技術管理者として認定された者、規程第3条第1項イに該当する者など、以下「要件を満たす者」)が所属している場合。  
→会社内に要件を満たす者が在籍している場合は申請できません。  
→特段の事情がある場合は、申請前にお問合せ・確認をお願いします。

### 2. 認定に必要な条件については以下のとおりです。

- 1) 地質調査に関し、実務経験を25年以上有するとき。
- 2) 高等学校又は専修学校において土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を卒業後、地質調査に関し実務経験を20年以上有するとき。
- 3) 大学又は高等専門学校\*において**特定の学科以外の理工系学科**を卒業後、実務経験を20年以上有するとき。  
\* 学校教育法第1条に規定する学校で、中学校卒等を入学資格とし、修業年限を5年もしくは5年6月とするもので、通常、高専と呼ばれている学校を指す。
- 4) 地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針別表に掲げる部門において、技術士法による第2次試験に合格し、規程3条1項ハに該当せず、かつ地質調査に関し、実務経験を5年以上有するとき。

※地質調査業者の認定技術管理者であった経歴を有する者が、随時認定申請可能とする取扱いは、平成28年6月末で廃止され通常の認定申請に一本化されました。

### 3. 認定された後、以下のいずれかに該当する場合、認定の効力は失われます。

- 1) 認定された後、1年以内に技術管理者として登録されなかったとき。(認定通知書に有効期限が明記されます。)
- 2) 認定された会社を退職したとき。
- 3) 過去に認定された経歴を有する者の一覧表(現況報告時に会社が提出)に記載がないとき。

登録規程及び登録規程の運用方針は、下記URLにございますので適宜ご覧下さい。

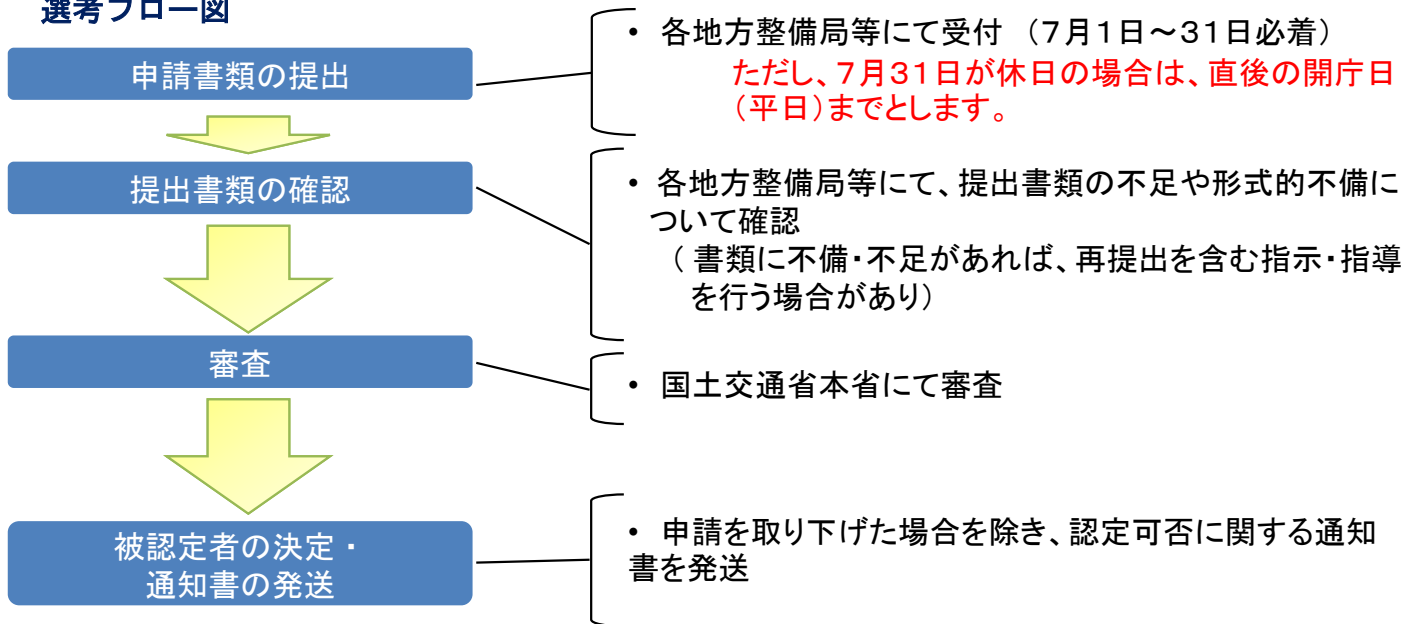
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000211.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000211.html)

# 技術管理者の認定申請について

## 技術管理者認定の選考方法

- ・申請者の実務経験が、技術管理者に求められる技術水準に達していることを審査し、達している場合は認定します。
- ・認定しない場合は、達していない程度を相応の実務経験年数に換算し、結果通知と一緒にお示しします。

### 選考フロー図



認定可否に関する通知書の発送については、2月下旬～3月上旬頃を予定しています。公平を期すため、審査基準、審査状況、審査過程、審査結果に関するお問合せには一切応じません。

## よくある質問

Q1:すでに要件を満たす者が所属している場合、技術管理者の認定を受けることはできますか？

A1:認定は、企業として申請するものであり、個人的な資格ではありません。このため、会社内に既に要件を満たす者（技術管理者やそれに相応する者）が在籍している場合は、認定の必要がないため申請することはできません。

ただし、要件を満たす者に退職や産休・育休等の予定など理由があり、認定後速やかに技術管理者の変更を届け出ることが確約されている場合は、条件付きで認定を受け付けることがあります。（誓約書が必要となります。誓約書の様式については、各地方整備局にお問い合わせ下さい。）

Q2:実務経験の記載欄が小さくて、必要な情報を記載することができません。

A2:実務経験の記載欄の高さは変更しても問題ありません。適宜、行の高さを調整してください。（マクロ版については印刷時に高さが自動調整されますので、調整作業は不要です。）

Q3:現在、公務員・団体職員ですが、民間会社への転職前に認定を受けることはできますか？

A3:認定制度は、登録を受けようとする会社に対し認定対象者を技術管理者として登録してもよいことを認めているに過ぎません。したがって、認定を受ける場合は、会社（登録されている地質調査業者）に所属していることが必要です。

Q4:直営業務（請負、外注せず自ら実施した業務）の「契約相手方」「契約金額」の記載方法は？

A4:「契約相手方」「契約金額」欄に各々「直営業務」「社内業務」等、直営業務とわかるよう記載して下さい。

なお、1つの業務内容（1行）に対する実務経験年数は最大1年です。

Q5:公務員・団体職員の頃の経歴の記載方法は？

A5:委託業務（請負、外注等）の担当として業務所管した経歴は「業務の内容」「契約相手方」「契約金額」を各々記載して下さい。

直営業務（請負、外注せず自ら実施した業務）のため「契約相手方」「契約金額」が記載できない場合は、上記A4のとおりです。

# 技術管理者の経歴の記載方法

## 1. 実務経験の記載について

申請書のうち実務経験証明書の記載に際しては、**地質調査業に関する実務経験であることや、技術的内容を含む実務経験であること**が明確に分かるよう、具体的かつ詳細に記載してください。

**記載内容の不足や、抽象的な記載**であるなど、**技術的な観点からの評価が困難な場合、評価不能として対象外または低減して評価する**場合があります。認定要件として必要とされる**実務経験年数に達するよう余裕をもって、申請書を作成**してください。

### 1)「実務経験年数」欄について

・「実務経験年数」は**1ヶ月～12ヶ月の範囲**で、**月単位**で記載してください。1ヶ月に満たない実務経験、1年を超える実務経験は実務経験として認められません。少数点表示の記載も実務経験年数として認められません。

・「(業務)期間」は**業務の契約期間等**を記載してください。

・「実務経験年数」は「業務の内容」に記載する項目に**実際に従事した期間**を記載してください。

・実際に従事した期間とは、**他の業務に一切関わることなく、その業務に従事した期間**を意味します。

### 【例】

#### 《業務条件》

・平成30年6月～31年3月までの**10か月**の期間で、以下の3つの業務に関与

業務A: ○○地区○○地質調査業務の照査技術者

業務B: △△地区△△地質調査業務の主任技術者

業務C: □□地区□□地質調査業務の担当技術者

#### 《業務実施状況》

・業務Aへの関わりは、業務上の技術上の照査であり、実際に従事した期間は**1か月**

・業務Bへの関わりは、業務上の技術上の管理及び総括等であり、実際に従事した期間は**3か月**

・業務Cへの関わりは、業務上の技術的な作業であり、実際に従事した期間は**6か月**

※それぞれの業務に**実際に従事した期間の合計が10か月を超えない**ように記載してください。

$$1+3+6=10 \leq 10 \dots \bigcirc$$

※下記のように、それぞれの業務に**実際に従事した期間の合計(11か月)**が当該(業務)期間(ここでは10か月)を超えている場合は、**重複計上しているため、実務経験年数を再確認・見直し**ください。

業務A, B, Cに  
従事した期間の  
合計が10か月を超えている

### 実務経験証明書

		認定対象者の氏名		●●●●	
期 間	実務経験年数	業 務 の 内 容	契約相手方の 名 称	契約金額 (千円)	
業務A 自 30年6月 至 31年3月	年 2 月	(株) ●●●部 ●●● 照査技術者 ○○地区○○地質調査業務 ……	○○○	○○○	} 2+3+6=11 >10…×
業務B 自 30年6月 至 31年3月	年 3 月	(株) ●●●部 ●●● 主任技術者 △△地区△△地質調査業務 ……	△△△	△△△	
業務C 自 30年6月 至 31年3月	年 6 月	(株) ●●●部 ●●● 担当技術者 □□地区□□地質調査業務 ……	□□□	□□□	

## マクロ機能\*を実装した申請様式を配布しています。

※マクロ機能を使用することで、実務経験証明書の初歩的ミス(記載が必要な箇所に空欄が見られる等)のチェック、実務経験年数の重複チェック、実務経験証明書における印刷時のページ割り付け等を自動化することができます。入力方法等の詳細については、上記エクセルファイル内に記載の説明をご覧ください。

ただし、お使いのパソコンまたはセキュリティ環境によっては、マクロ機能が正常に機能しない可能性がありますので、その場合は、ファイル内の「従来の様式」を使用してください。

# 技術管理者の認定申請について

## 2)「業務の内容」欄について

下記の①～⑦について記載してください。

記載欄のセル(行)の高さについては適宜ご調整ください。(マクロ版申請書は印刷時に高さが自動調整されるため調整不要)

- ①企業名、②所属部課名、③職名等、④業務上の立場※1
- ⑤契約名
- ⑥業務の諸元※2
- ⑦業務のうち実際に担った内容

### ※1 業務上の立場

照査技術者、主任技術者、担当技術者、主任監督職員、監督職員、担当職員 等

### ※2 業務の諸元

「業務の内容」欄の記載にあたり、調査や解析の記載方法については、下記に示す項目を必ず記載してください。

ボーリング調査等の調査の対象・目的、調査の内容・規模(試験名・数量など)、検討内容(〇〇解析)など

**※必ずご確認ください。**

## 3)その他注意事項

地質調査業者技術管理者認定申請においては、申請書の実務経験証明書等の記載のみで審査をしております。そのため、以下のような実務経験については、実務経験年数として認めない、もしくは申請された実務経験年数を低減して評価する場合があります。

**※必ずご確認ください。**

- ◆地質調査業以外の業務
- ◆単純な作業、検討・解析を要しない調査のみ等、高度な技術的内容を含まない場合
- ◆「業務の内容」欄の記載の不足(業務の諸元や立場)、または抽象的な記載等、技術的な観点からの評価が困難な場合
- ◆業務の規模や契約金額と比較して実務経験年数が長く、その期間の全てを専らその業務に従事していたとは考えにくい場合
- ◆1つの業務(1行)の実務経験年数が1年を超過、または1ヶ月未満の場合(特に公務員・団体職員経歴)
- ◆1行に複数の実務経験をまとめて記載している場合(特に公務員・団体職員経歴)

※なお、地質調査業者技術管理者の業務の内容は、「地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針」において下記のとおり定めているため、参考としてください。

「地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者(技術管理者)」とは地質及び土質について調査、計測、解析又は判定することにより土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質及び土質に関する資料の提供並びにこれに付随する業務の技術上の管理を専任で行う者。

# 申請様式のダウンロードページ・提出先・問い合わせ先一覧 等

## 申請様式のダウンロード

申請様式は、以下のページにてダウンロードをすることができます。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000042.html)

申請に必要な書類は、以下のページの「申請書類提出に当たっての必要書類一覧」のうち、「技術管理者の認定申請」欄をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000211.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000211.html)

## 提出先

申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等に返信用封筒とあわせて提出してください。

部課名	所在地	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 011(709)2311	北海道
東北地方整備局 建政部 建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022(225)2171	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048(601)3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 025(280)8880	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052(953)8572	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 06(6942)1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局 建政部 建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082(221)9231	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 087(851)8061	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局 建政部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 092(471)6331	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098(866)0031	沖縄県

## 申請手続きに関するお問い合わせ

申請手続きに関する質問等は、上記各地方整備局等に問合せください。

## 経歴の記載に関するお問い合わせ

経歴の記載に関する質問等は、

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 建設振興係  
TEL:03(5253)8282(直通)にて受け付けています。

※なお、認定通知書発送以前における審査結果の事前公表や事前審査等はありません。